

(証券コード4261)

2025年3月13日

(電子提供措置の開始日2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都千代田区飯田橋三丁目11番13号

アジアクエスト株式会社

代表取締役社長 桃 井 純

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第13期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.asia-quest.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日のご来場に代えて、電磁的方法(インターネット)又は書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、
2025年3月27日（木曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号
住友不動産飯田橋駅前ビル2階 ベルサール飯田橋駅前 貸会議室Room 1
※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。 |

**3. 会議の目的事項
報告事項**

1. 第13期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎当社ではご来場の株主様へのおみやげのご提供はございません。また、株主懇談会等の催し物も行っておりません。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年3月28日（金曜日）午前10時

開催場所 ベルサール飯田橋駅前貸会議室Room 1

事前に議決権を行使していただく場合

▶ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取扱いいたします。
- 選任議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後7時到着まで

▶ インターネット等による議決権行使



次ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後7時まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

パソコン用サイトにおける議決権行使の方法

STEP1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

●検索サイトで検索

議決権行使 みずほ

検索

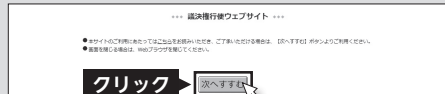
●下記QRコードからのアクセスも可能です。



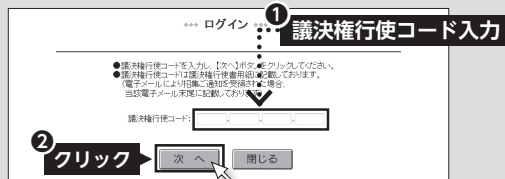
又は

●議決権行使サイト

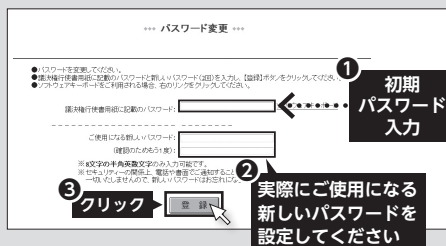
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



STEP2 ログイン



STEP3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

スマートフォン専用サイトのご案内



スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。
詳細は上の図をご参照ください。

※ユーザーの利用しているQRコード読み取りアプリによっては操作が必要な場合もあります。QRコード読み取りによるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

●議決権行使書



議決権行使における注意事項

- (1) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (2) インターネット接続に係る費用は株主様の自己負担となります。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- (5) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く）

- (2) 左記（1）以外の株式事務に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00~17:00 土・日・祝祭日を除く）

事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しております。一方、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、地域紛争、米国新政権の政策転換、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要性があり、先行き不透明な状態であります。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、ビジネスモデルの変革や新規ビジネスを創出するためにデジタル技術を活用するデジタルトランスフォーメーション（DX）の流れが引き続き力強いものとなっており、あらゆる産業において、企業の競争力強化のためのIT投資は全体として底堅く推移しました。

このような環境の中、当社グループはお客様のデジタルトランスフォーメーションを支援するデジタルインテグレーターとして、お客様のデジタルトランスフォーメーションをともに考えるコンサルティングから、必要なデジタル技術を駆使したシステム設計、開発、運用までの一貫したソリューションを具体的に提案することに引き続き努めました。また、採用活動等のデジタル人材確保に向けた取組みを積極的に推進しました。この結果、底堅いIT活用やデジタル化需要等を背景に、安定した事業の継続と拡大を実現できました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績については、売上高は4,061,428千円(前年同期比29.4%増)、営業利益は458,782千円(前年同期比47.8%増)、経常利益は467,364千円(前年同期比51.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は295,397千円(前年同期比48.5%増)となりました。

なお、当社グループはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は276,093千円であり、その主な内容は、本社機能移転に伴う造作費や備品等の購入費用であります。

(3) 対処すべき課題

① 受注体制の強化について

市場調査会社の株式会社富士キメラ総研が2024年3月7日に発表した「2024デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編」によると、国内のデジタルトランスフォーメーション市場の規模は、2022年時点の3兆4,838億円から2030年には8兆350億円に拡大すると予測されております。

今後益々デジタルトランスフォーメーションへの投資を行っていく企業の増加が見込まれる中、事業の継続的な拡大と企業価値向上のためには、特に営業力が課題であると認識しております。広報活動による当社の認知度・ブランド力の向上、WEBマーケティングやウェビナー開催によるリード拡大に注力するとともに、営業部門の人員増加、他社製品・サービスとの相互補完や新規カスタマイズ案件獲得等の営業活動拡大等により、受注体制の強化を図ってまいります。

② 技術者人材の確保・育成について

IT人材が不足している中、IT人材の確保が、企業の発展、成長に欠かせない最重要課題であります。当社グループにおいても、社員紹介制度等のリファラル採用の強化や、社外のITエンジニアが参加可能な勉強会等のイベント開催による採用母集団の形成等、今後益々採用に力を入れ、人材を獲得してまいります。

また、採用後の人材育成も重要な課題と捉えております。外部の著名な講師（ITエンジニア）を招いた技術研修等の社内研修制度の充実や、社外セミナーへの参加等の外部研修制度の有効活用により、技術力の向上を図ってまいります。

③ 海外展開について

今後、日本企業の海外進出は益々拡大していく中、海外でのシステムインテグレーション及びデジタルトランスフォーメーションのニーズは拡大していきます。

当社グループは、当面、進出済の子会社拠点(マレーシア、インドネシア)で現地日系企業・ローカル企業の深耕をしつつ、リソース不足である日本の親会社向けオフショア開発の割合を拡大してまいります。そのために現地採用の強化を行いながら、海外人材の日本での研修・案件参画で技術力の向上を図ってまいります。

④ 売上高及び営業利益率の向上

当社グループは成長戦略を着実に実行していくことで売上高の安定的高成長を実現するとともに、売上高及び営業利益率の向上を図ることが課題だと認識しております。上記②に記載したとおり、採用力強化により技術者人材を増員することで、売上高の成長を図ってまいります。それと同時に、対応技術分野やコンサルティング領域の拡大等により、付加価値の高いサービスを提供し受注単価の向上に努めることで、売上高及び営業利益率の向上を図ってまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社グループは成長段階にあるため、ここ数年で組織が急速に拡大しておりますが、事業の継続的な成長には業務運営の効率化やリスク管理のための十分な内部管理体制の整備、マネジメント人材の拡充が重要だと考えております。このため、生産性向上や業務効率化のために社内情報システムへの投資などを積極的に行ってまいります。また、組織の拡大ペースに合わせる形でマネジメント人材の採用や育成、教育研修等を実施していく方針です。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期 2021年12月期	第11期 2022年12月期	第12期 2023年12月期	第13期 (当連結会計年度) 2024年12月期
売上高 (千円)	2,236,268	2,612,888	3,139,811	4,061,428
経常利益 (千円)	289,756	367,661	308,274	467,364
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	195,827	232,447	198,962	295,397
1株当たり当期純利益 (円)	166.92	160.42	135.43	201.01
総資産 (千円)	1,972,989	2,151,566	2,262,510	2,764,523
純資産 (千円)	911,078	1,193,096	1,397,870	1,688,851

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 当社は2021年8月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第10期期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な子会社の状況 (2024年12月31日現在)

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
PT.AQ Business Consulting Indonesia	5,731,800千 インドネシア ルピア	100%	デジタルトランスフォーメーション事業
AsiaQuest Internet Malaysia SDN.BHD.	500千 マレーシア リンギット	100%	デジタルトランスフォーメーション事業

(注) 出資比率は、間接所有割合を含む比率であります。

(6) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントで事業を行っております。

(7) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都文京区
福 岡 大 学 校	福岡県福岡市
別 府 大 学 校	大分県別府市
大 阪 大 学 校	大阪府大阪市

② 重要な子会社の所在地

会 社 名	所 在 地
PT.AQ Business Consulting Indonesia	本社 (インドネシア ジャカルタ)
AsiaQuest Internet Malaysia SDN. BHD.	本社 (マレーシア クアラルンプール)

(8) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団 (連結)

従 業 員 数	前連結会計年度末比
480名 (11名)	70名増 (3名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社 (単体)

従 業 員 数	前事業年度末比
379名 (11名)	60名増 (5名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借 入 先	借入残高
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	96,244千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	68,070千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	8,537千円

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	4,680,000株
② 発行済株式の総数	1,473,600株
③ 株 主 数	934 名
④ 大 株 主	

株 主 名	所有株式数	持株比率
桃 井 純	457,300株	31.04%
J H D ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社	400,000株	27.15%
株 式 会 社 S B I 証 券	42,192株	2.86%
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	36,000株	2.44%
楽 天 証 券 株 式 会 社	25,500株	1.73%
田 中 勇 希	24,800株	1.68%
若 杉 精 三 郎	24,600株	1.67%
東 海 東 京 証 券 株 式 会 社	20,000株	1.36%
竹 中 裕 一	15,000株	1.02%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	14,000株	0.95%

(注) 1. 大株主は2024年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 持株比率は、自己株式 (107株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2018年12月25日	2020年12月25日
保有者数		
取締役(社外取締役を除く)	1名	1名
社外取締役	—	—
新株予約権の数		
取締役(社外取締役を除く)	20個	40個
社外取締役	—	—
目的となる株式の種類及び数		
取締役(社外取締役を除く)	普通株式2,000株	普通株式4,000株
社外取締役	—	—
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償
新株予約権1株当たりの行使価額	1,000円	1,200円
権利行使期間	2020年12月26日～ 2028年12月25日	2022年12月26日～ 2030年12月25日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桃 井 純	
取 締 役	藤 田 義 崇	デジタルトランスフォーメーション事業部長
取 締 役	外 谷 悠一郎	管理本部長
取 締 役	岩 崎 友 樹	事業推進本部長
取 締 役	西 野 伸一郎	株式会社富士山マガジンサービス 代表取締役会長 CEO 合同会社581Wilcox Ave. 代表社員
常 勤 監 査 役	早 川 忠 雄	
監 査 役	岡 田 雅 史	合同会社WIZM 代表社員 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) Aiロボティクス株式会社 社外監査役 株式会社primeNumber 社外監査役 株式会社リーディングマーク 社外監査役
監 査 役	飯 谷 武 士	サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業 パートナー ステラーフォース株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役西野伸一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早川忠雄氏、岡田雅史氏及び飯谷武士氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役岡田雅史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については補填の対象としないこととしております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項

(i) 取締役

報酬限度額につきましては、2018年12月25日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は4名であります。

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について次のとおり定めております。また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

a 報酬等の額又はその算定方法に関する方針

原則として金銭による固定報酬のみとし、株主総会において決議された限度額の範囲内で、職務内容や責任、会社の経営環境、業績等を考慮し各人別の金額を取締役会にて協議・決議する。

b 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

月額報酬として毎月の支給とする。

c 報酬等の決定の委任に関する事項

委任は行わず、取締役会において協議・決定する。

(ii) 監査役

監査役の報酬は、基本報酬（固定報酬）で構成しております。

報酬限度額につきましては、2018年12月25日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点での監査役の員数は2名であります。

各監査役の基本報酬額につきましては、常勤と非常勤の別、業務の分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	68,870 (2,400)	68,870 (2,400)	— (—)	— (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	79,670 (13,200)	79,670 (13,200)	— (—)	— (—)	8 (4)

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の兼職につきましては、前記「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)」に記載のとおりです。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
西 野 伸一郎	社外取締役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席しております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い観点から、経営監督機能を果たしていくことを期待しており、取締役会での発言を通じて、その役割を果たしております。
早 川 忠 雄	社外監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議につき、主に上場会社監査役経験者としての専門的知見から、適宜発言を行っております。
岡 田 雅 史	社外監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議につき、主に公認会計士としての専門的知見から、適宜発言を行っております。
飯 谷 武 士	社外監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、議案審議につき、主に弁護士としての専門的知見から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や監査品質及び監査報酬見積の算出根拠を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、又は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年3月26日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は以下のとおりです。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンスに関する規程を定めるとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- ②内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止とする。
- ③監査役は、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- ④内部監査室は、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査室は、監査の結果を代表取締役에게報告する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い職務の執行に係る情報を文書又は電子媒体で適切に保管・管理する体制を構築する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- ②機密情報や個人情報について、関連する社内規程に基づき厳重に管理する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直しを行う。また、経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、決定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ②職務権限等に係る各種社内規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社を管理するための社内規程に基づき、子会社と相互に協力し、グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
- ②子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、重要事項については当社への事前協議を行う。また、子会社の財務状況や業績状況等について報告を求める。
- ③子会社に対しては原則として当社から役員を派遣し、子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。
- ④当社の監査役及び内部監査担当者が子会社の監査を行い、子会社の業務活動全般が適正に行われているか確認・指導を行う。職務権限等に係る各種社内規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇につきましては、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役・使用人、子会社の取締役・監査役・使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役・使用人、子会社の取締役・監査役・使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役に当該事実を報告する。また、監査役は、取締役・使用人、子会社の取締役・監査役・使用人等に対し報告を求めることができる。当社は、監査役へ報告をしたことを理由とした不利益な処遇は一切行わない。

(8) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役 of 職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査室、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を整備する。
- ②監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ①反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- ②反社会的勢力の排除に関する社内規程に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備に努める。
- ③反社会的勢力からの不当要求等に備え、所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 全般

当社では、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、取締役会等の重要会議の運営、組織・体制の整備、コンプライアンスの遵守、リスク管理、監査役監査の実効性の確保等について取組みを実施しております。また、内部統制システムについて、取締役会等の重要会議において、継続的に経営上の課題を検討し、必要に応じて社内規定及び業務の見直しを行い、その実効性を向上させております。

(2) 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は取締役4名、社外取締役1名の合計5名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会、及び必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会には、取締役より業務管理状況及び業務執行状況の報告が行われており、経営における重要事項の審議・決議を行っております。

(3) コンプライアンスについて

当社は、当社の使用人に対し、社内研修の実施を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループは、社歴が浅く未だ成長拡大の過程にあると考えていることから、会社創業以来、配当は実施しておりません。当面は内部留保の充実を図り、財務の安定性と更なる成長に向けた事業の拡充等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えておりますが、今後につきましては株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

現時点においては配当の実施及びその時期については未定ではありますが、事業環境、当社の経営成績や財務状況、及びそれらを踏まえた投資計画等を総合的に勘案し、株主利益の最大化と内部留保のバランスを踏まえて安定的かつ継続的な剰余金の配当につき検討してまいります。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,218,522	流 動 負 債	930,577
現 金 及 び 預 金	1,520,790	買 掛 金	67,110
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	614,773	1年内返済予定の長期借入金	38,276
仕 掛 品	2,368	リ ー ス 債 務	3,226
原 材 料	424	未 払 金	300,955
そ の 他	80,165	未 払 費 用	107,341
固 定 資 産	546,000	未 払 法 人 税 等	157,088
有 形 固 定 資 産	288,071	賞 与 引 当 金	70,809
建 物 及 び 構 築 物	247,547	受 注 損 失 引 当 金	211
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,398	そ の 他	185,557
工 具、器 具 及 び 備 品	181,010	固 定 負 債	145,095
使 用 権 資 産	36,440	長 期 借 入 金	134,575
減 価 償 却 累 計 額	△181,325	リ ー ス 債 務	2,581
無 形 固 定 資 産	2,191	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,938
ソ フ ト ウ エ ア	2,191	負 債 合 計	1,075,672
投 資 そ の 他 の 資 産	255,738	(純資産の部)	
敷 金	188,105	株 主 資 本	1,690,094
繰 延 税 金 資 産	65,044	資 本 金	412,358
そ の 他	2,588	資 本 剰 余 金	364,362
		利 益 剰 余 金	913,744
		自 己 株 式	△370
		その他の包括利益累計額	△1,243
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,243
		純 資 産 合 計	1,688,851
資 産 合 計	2,764,523	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,764,523

連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額
売 上				4,061,428
売 上 原 価				2,109,591
売 上 総 利 益				1,951,836
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				1,493,053
営 業 利 益				458,782
営 業 外 収 益				
受 取 利 息			457	
為 替 差 益			9,900	
そ の 他			941	11,299
営 業 外 費 用				
支 払 利 息			2,481	
そ の 他			236	2,717
経 常 利 益				467,364
特 別 損 失				
減 損 損 失			6,758	6,758
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				460,606
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			198,415	
法 人 税 等 調 整 額			△33,206	165,209
当 期 純 利 益				295,397
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				295,397

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益 累計額		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	410,158	362,162	618,347	△272	1,390,395	7,474	7,474	1,397,870
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,200	2,200			4,400			4,400
親会社株主に帰属する当期純利益			295,397		295,397			295,397
自己株式の取得				△98	△98			△98
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△8,717	△8,717	△8,717
当期変動額合計	2,200	2,200	295,397	△98	299,698	△8,717	△8,717	290,981
当 期 末 残 高	412,358	364,362	913,744	△370	1,690,094	△1,243	△1,243	1,688,851

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称等
 - ・ 連結子会社の数 2 社
 - ・ 連結子会社の名称
PT. AQ Business Consulting Indonesia
AsiaQuest Internet Malaysia SDN. BHD.
- ② 連結子会社の事業年度等に関する事項
全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品・原材料

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（使用権資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～15年
---------	--------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 使用権資産

リース期間又は当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な要素における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業において、IoT/AIソリューション、Webシステム/モバイル開発、クラウド/インフラ基盤構築・運用等のサービスを提供しており、提供方法は、受託開発及び派遣契約に大別されます。

受託開発については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されていくものと判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

派遣契約については、派遣契約に基づき当社グループのITエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した期において一括して費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり認識する収益

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、受託開発については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されていくものと判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、そのうち当連結会計年度末時点において進行中の受託開発契約に係る売上高は132,052千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（原価比例法）で算出しております。見積総原価については受託開発案件それぞれが業種の特性や顧客の仕様要望等により異なるため、その後の工数の変動等により見積総原価が見直された場合には翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,473,600株
------	------------

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式	20,000株
------	---------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に基づき、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。敷金は、不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであります。また、リース債務は一部の在外連結子会社についてIFRS第16号「リース」を適用したものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金については、取引先毎に残高及び回収期日を管理し、取引先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握しております。

・市場リスクの管理

為替変動リスク及び市場価格変動リスクについては、損失を最小限に抑えるため、為替の変動及び投資先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は財務部門にて、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金(※)	112,990	105,400	△7,590
資 産 計	112,990	105,400	△7,590
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	172,851	170,262	△2,588
リース債務（1年内に返済予 定のものを含む）	5,808	5,808	△0
負 債 計	178,659	176,070	△2,588

(※) 連結貸借対照表における敷金の金額と金融商品の時価における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,520,790	—	—	—
売掛金及び契約資産	614,773	—	—	—
合計	2,135,564	—	—	—

(注3) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	38,276	33,961	29,674	28,920	28,920	13,100
リース債務	3,226	2,581	—	—	—	—
合計	41,502	36,542	29,674	28,920	28,920	13,100

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	105,400	—	105,400
資産計	—	105,400	—	105,400
長期借入金	—	170,262	—	170,262
リース債務	—	5,808	—	5,808
負債計	—	176,070	—	176,070

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該元利金の合計額を同様の借入等において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
受託開発	3,620,682
派遣	440,746
顧客との契約から生じる収益	4,061,428
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,061,428

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	426,768
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	465,181
契約資産(期首残高)	118,787
契約資産(期末残高)	149,592

(注) 重要な契約負債はありません。

契約資産は、顧客との契約において進捗度に基づき認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

当連結会計年度の重要な変動は、主に受託開発等の進捗に伴う収益認識による計上から生じたものであります。

② 残存履行義務に配分した履行価額

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,146円15銭
1株当たり当期純利益	201円01銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,100,515	流 動 負 債	862,309
現 金 及 び 預 金	1,459,393	買 掛 金	70,092
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	566,392	1年内返済予定の長期借入金	38,276
仕 掛 品	2,368	未 払 金	290,151
原 材 料	424	未 払 費 用	104,785
前 払 費 用	66,279	未 払 法 人 税 等	157,088
そ の 他	5,656	前 受 金	11,618
固 定 資 産	586,428	預 り 金	61,189
有 形 固 定 資 産	280,217	賞 与 引 当 金	65,277
建 物	245,509	そ の 他	63,829
工 具、器 具 及 び 備 品	161,519	固 定 負 債	134,575
減 価 償 却 累 計 額	△126,810	長 期 借 入 金	134,575
無 形 固 定 資 産	2,191	負 債 合 計	996,884
ソ フ ト ウ エ ア	2,191	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	304,020	株 主 資 本	1,690,059
関 係 会 社 株 式	41,423	資 本 金	412,358
出 資	121	資 本 剰 余 金	362,358
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	120,000	資 本 準 備 金	362,358
敷 金	185,564	利 益 剰 余 金	915,714
長 期 前 払 費 用	1,839	そ の 他 利 益 剰 余 金	915,714
繰 延 税 金 資 産	55,680	繰 越 利 益 剰 余 金	915,714
そ の 他	627	自 己 株 式	△370
貸 倒 引 当 金	△101,236	純 資 産 合 計	1,690,059
資 産 合 計	2,686,944	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,686,944

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売 上			高		3,857,768
売 上 原 価			価		2,001,686
売 上 総 利 益			益		1,856,082
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			費		1,355,780
営 業 利 益			益		500,302
営 業 外 収 入			収 入		
受 取 利 息			息	1,079	
そ の 他			他	194	1,273
営 業 外 費 用			用		
支 払 利 息			息	2,445	
貸 倒 引 当 金 繰 入			繰 入	31,363	
そ の 他			他	508	34,317
経 常 利 益			益		467,257
税 引 前 当 期 純 利 益			益		467,257
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税			税	198,415	
法 人 税 等 調 整 額			額	△31,368	167,047
当 期 純 利 益			益		300,210

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 式	株 主 資 本 計 合	
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金			
				繰越利益 剰 余 金	合 計			
当 期 首 残 高	410,158	360,158	360,158	615,503	615,503	△272	1,385,547	1,385,547
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,200	2,200	2,200				4,400	4,400
当 期 純 利 益				300,210	300,210		300,210	300,210
自己株式の取得						△98	△98	△98
当期変動額合計	2,200	2,200	2,200	300,210	300,210	△98	304,512	304,512
当 期 末 残 高	412,358	362,358	362,358	915,714	915,714	△370	1,690,059	1,690,059

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
----	--------

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な要素における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業において、IoT/AIソリューション、Webシステム/モバイル開発、クラウド/インフラ基盤構築・運用等のサービスを提供しており、提供方法は、受託開発及び派遣契約に大別されます。

受託開発については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されていくものと判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、プロジェクトの総見積原価に対する事業年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

派遣契約については、派遣契約に基づき当社グループのITエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり認識する収益

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 一定期間にわたり認識する収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,502千円
長期金銭債権	120,000千円
短期金銭債務	11,641千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上原価	22,299千円
販売費及び一般管理費	10,582千円
営業取引以外による取引高	963千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	107株
------	------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	5,977千円
賞与引当金	19,988千円
貸倒引当金	31,909千円
関係会社株式	4,210千円
資産除去債務	2,029千円
未払事業税	9,449千円
未払事業所税	1,489千円
未払賃料	10,290千円
未払社会保険料	3,080千円
その他	4,224千円
繰延税金資産小計	92,649千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△36,969千円
評価性引当額小計	△36,969千円
繰延税金資産合計	55,680千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	AsiaQuest Internet Malaysia SDN.BHD.	所有 直接 100%	役員の兼務 資金貸付	資金の貸付	40,000	関係会社長期 貸付金	120,000
				資金の回収	—		
				利息の受取	963	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

2. 関係会社長期貸付金に対し、合計101,236千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計31,363千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,146円97銭

1株当たり当期純利益

204円28銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

アジアクエスト株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ッ			
東 京 事 務 所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 津 佳 樹	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五 十 嵐 大 典	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジアクエスト株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジアクエスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

アジアクエスト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥津佳樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐大典

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジアクエスト株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

アジアクエスト株式会社 監査役会

常勤社外監査役 早川 忠雄 印

社外監査役 岡田 雅史 印

社外監査役 飯谷 武士 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

業績・業容の拡大に伴う人員増加により、オフィスを移転する事を決定いたしました。

オフィス移転に伴い、現行定款第 3 条の本店所在地を東京都千代田区から東京都文京区へ変更するものがあります。

なお、この変更につきましては、2025年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後、これを削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 (本店の所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	第 1 章 総則 (本店の所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都 <u>文京区</u> に置く。
(新設)	附則 第 3 条の変更は、2025年 3 月 31 日までに開催される 取締役会において決定する本店移転日をもって効力を 生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過 後、これを削除する。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 生年月日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	もも い じゅん 桃 井 純 1970年5月11日生	1997年 4 月 株式会社パルシス入社 1997年11月 株式会社ソフトバンク入社 1999年 8 月 アイポイント株式会社設立代表取締役 2012年 4 月 当社設立代表取締役社長（現任）	857,300株 (注)2
	[取締役候補者とした理由] 創業から代表取締役社長として、経営を指揮し事業の発展を牽引してきました。当社の経営の指揮を執る者として、経営意思決定に参画することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き候補者いたしました。		
2	ふじ た よし たか 藤 田 義 崇 1979年4月27日生	2004年 4 月 三菱商事株式会社入社 2006年 5 月 三菱商事ロジスティクス株式会社出向 2015年12月 PT. Dipo Star Finance出向 副社長CFO兼CPO 2023年 1 月 当社入社 社長室長 2023年 3 月 当社取締役社長室長 2023年 4 月 当社取締役デジタルトランスフォーメーション事業部長（現任）	一株
	[取締役候補者とした理由] デジタルトランスフォーメーション事業部門の責任者として、事業の発展に尽力してきました。当社の事業活動の指揮を執る者として、経営意思決定に参画することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き候補者いたしました。		
3	と や ゆういちろう 外 谷 悠一郎 1982年10月2日生	2007年 4 月 商工組合中央金庫（現株式会社商工組合中央金庫）入社 2013年 4 月 経済産業省経済産業政策局出向 2019年 1 月 当社入社 2019年 8 月 当社管理本部長 2019年 9 月 当社取締役管理本部長（現任）	一株
	[取締役候補者とした理由] 管理部門の責任者として財務・会計・労務・IR体制の構築に貢献して参りました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として、経営意思決定に参画することが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き候補者いたしました。		

番号	氏 名 生年月日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
4	にし の しんいちろう 西 野 伸一郎 1964年10月25日生	1988年 4 月 日本電信電話株式会社入社 1998年11月 株式会社ネットエイジグループ（現 ユナイテッド株式会社）取締役 1999年 6 月 Amazon.com,Inc International Director/Japan Founder 2000年11月 Amazon.com Japanジェネラルマネージャー 2002年 7 月 株式会社富士山マガジンサービス設立代表取締役社長 2012年 8 月 当社取締役（現任） 2013年 6 月 株式会社ネコ・パブリッシング社外取締役 2014年 1 月 合同会社581Wilcox Ave. 設立代表社員（現任） 2014年 4 月 株式会社富士山マガジンサービス代表取締役社長CEOマーケティンググループ長 2016年 5 月 株式会社富士山マガジンサービス代表取締役社長CEO 2018年 7 月 東京電力ベンチャーズ株式会社社外取締役 2018年12月 一般社団法人日本サブスクリプションビジネス振興会理事 2019年10月 株式会社イデア取締役 2022年 3 月 株式会社富士山マガジンサービス代表取締役会長CEO（現任）	6,000株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 社外取締役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって12年7カ月となります。同氏は、上場企業の代表取締役等の要職を歴任し、経営者として事業成長を牽引してきた経験を持ち、経営全般に対する幅広い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い観点から、経営監督機能を果たしていくことを期待しており、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、同氏を社外取締役として適切であると判断し、引き続き候補者いたしました。			

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2024年12月31日現在の所有状況に基づき記載しております。
2. 桃井純氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社であるJHDアセットマネジメント株式会社が保有する株式数も含んでおります。
3. 桃井純氏は、当社の経営を支配している者であります。

4. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
5. 西野伸一郎氏は、社外取締役候補者であります。
6. 西野伸一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する法律上の損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 生年月日	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	はや かわ ただ お 早 川 忠 雄 1953年2月15日生	1976年 4 月 株式会社アサミカラー入社 1986年10月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 1997年 2 月 株式会社イトーヨーカ堂出向 2000年 7 月 株式会社セブンドリーム・ドットコム転籍 2004年 5 月 同社取締役 2013年 6 月 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 監査室シニアオフィサー 2014年 5 月 同社監査役 2016年 9 月 株式会社ノービス・コンサルタント代表取 締役 2018年 9 月 当社監査役(現任) 2019年 3 月 株式会社ノービス・コンサルタント取締役	一株
	[社外監査役候補者とした理由] 社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって6年6カ月となります。同氏は、上場企業の監査役として監査業務に携わってきた経験を持ち、監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適切な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しております。その豊富な経験と幅広い観点から、経営監督機能を果たしていくことを期待しており、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、同氏を社外監査役として適切であると判断し、引き続き候補者いたしました。		

番号	氏 名 生年月日	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
2	おか だ まさ ひと 岡 田 雅 史 1965年3月25日生	1992年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年 5 月 公認会計士登録 2002年 9 月 野村證券株式会社出向 2007年 7 月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)パートナー 2017年11月 ココネ株式会社CFO 2018年 3 月 GMOクラウド株式会社(現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社)社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年10月 グローウィン・パートナーズ株式会社投資事業部部長 2018年12月 当社監査役(現任) 2019年 4 月 株式会社ラフル社外監査役 2020年 7 月 合同会社WIZM設立代表社員(現任) 2021年 1 月 Aiロボティクス株式会社社外監査役(現任) 2022年 1 月 株式会社primeNumber社外監査役(現任) 2022年 6 月 株式会社日本資産運用基盤グループ社外監査役 2022年 6 月 株式会社リーディングマーク社外監査役(現任) 2023年 6 月 株式会社日本資産運用基盤グループ社外取締役	一株
[社外監査役候補者とした理由] 社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって6年3カ月となります。同氏は、公認会計士として長年企業等の会計監査業務に携わってこれ、財務及び会計に関する高度な知識や経験を有しております。また、これまで複数の上場企業の社外取締役及び社外監査役を務め多面的な企業経営の知見を深めております。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適切な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しております。その豊富な経験と幅広い観点から、経営監督機能を果たしていくことを期待しており、現に取締役会等において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、同氏を社外監査役として適切であると判断し、引き続き候補者いたしました。			

番号	氏 名 生年月日	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	いい たに たけ し 飯 谷 武 士 1976年2月23日生	1998年 4 月 花王株式会社入社 2008年12月 弁護士登録 2009年 1 月 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マ イヤーズ法律事務所入所 2014年 3 月 ホワイト&ケース法律事務所入所 2015年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2016年 1 月 サイスゲイト法律事務所・外国法共同事業 入所 2018年 6 月 豊島総合法律事務所パートナー 2021年 3 月 当社監査役(現任) 2021年 4 月 サウスゲイト法律事務所・外国法共同事業 パートナー(現任) 2022年 5 月 株式会社STANDARD社外監査役 2024年 4 月 ステラーフォース株式会社社外監査役(現任)	一株
[社外監査役候補者とした理由] 社外監査役としてのこれまでの在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。同氏は、弁 護士の資格を有しており、企業法務に関する幅広い見識があり、また、これまで複数企業の社外監査 役を務め、企業経営に関する多くの知見と豊富な経験を活かし、当社の監査役として特に法務全般の 指導及び監査を行っております。監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、 当社経営に対する適切な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しております。その豊富な経験 と幅広い観点から、経営監督機能を果たしていくことを期待しており、現に取締役会等において、当 社経営に対する積極的な意見及び提言をいただいていることから、同氏を社外監査役として適切であ ると判断し、引き続き候補者いたしました。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 早川忠雄氏、岡田雅史および飯谷武士氏は、社外監査役候補者であります。
3. 早川忠雄氏、岡田雅史および飯谷武士氏は、東京証券取引所の定めに基づき当社の独立役員として
指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担する法律上の損害賠
償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者
に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

■会 場

ベルサール飯田橋駅前 貸会議室Room 1

東京都千代田区飯田橋三丁目8番5号住友不動産飯田橋駅前ビル2階

※「ベルサール飯田橋ファースト」とは異なりますので、ご注意ください。



■交通機関

東西線・有楽町線・南北線・大江戸線 飯田橋駅 A2出口から徒歩2分

JR線 飯田橋駅 東口から徒歩3分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。